

住民税の申告・所得税の 相談受付のお知らせ

令和2年2月17日(月)～令和2年3月16日(月)

令和2年度住民税の申告(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に生じた所得の申告)及び所得税相談の受付を次の日程で行います。

申告会場	榎葉町大字北田字鐘突堂5-4 榎葉町コミュニティセンター 大会議室
受付時間	午前9時～午後4時まで (3月10日(水)～13日(金)は午後7時まで) ※最終日の3月16日(月)は、正午までの受付となります。
注意事項	期間中の土、日曜日の受付は行いません。 ※上記期間を過ぎますと、町で所得税の申告相談を受けることができなくなり、税務署受付となりますので、ご注意ください。

東京電力ホールディングス株式会社より支払われた賠償金について

平成31年(令和元年)中に合意等が成立した東京電力ホールディングス株式会社から支払いを受けた賠償金の内、農業・営業損害の減収分に対するもの、給与等の減収分に対する就労不能損害などは申告が必要となりますので、内訳等が記載された書類を必ずご持参ください。

※内訳等が記載された書類を紛失された場合には、事前に下記までお問合せください。

■お問合せ先 東京電力ホールディングス(株)

福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404(料金無料)

持参するもの

・マイナンバーカード又はマイナンバー通知書

・身分証明書(免許証、保険証、パスポート、障がい者手帳等)

・給与、年金などの源泉徴収票、印鑑、控除に係る証明書(生命保険料控除、地震保険料控除など)

・東京電力からの就労不能に対する賠償を受けている方や個人事業などで逸失利益(営業等)の賠償を受けている方は、東京電力からのお支払明細書の写し

・東京電力から農業の賠償を受けている方は、JA等からのお支払明細書の写し

・本人名義の金融機関名と口座番号の分かるもの

・事業、不動産などの所得がある方は収支内訳書など